

## JHF 特定資産取扱規程

制定 2010年10月19日 理事会

(基金の目的と設置)

第1条 この規程は、社団法人日本ハング・パラグライディング連盟（以下「JHF」という。）における定款第4条第1項第1号から第10号までに掲げる事業の円滑な推進と、安定したJHF運営を図ることを目的に、収入の一部を調整財源として確保し、収入金額の変動に対処するとともに、競技会事業及び普及事業などの事業の遂行とJHF運営にさらなる資金を必要とする場合に備えるため、特定資産積立金（以下「特定資産」という。）を置くものとする。

(特定資産への繰入れと上限額)

第2条 特定資産への繰入れは、当該年度の事業計画に基づき、収支予算書に計上された金額によるものとする。

2 特定資産の限度額は、総額1億円とする。

(特定資産の取崩し)

第3条 特定資産は、当該年度の適正な規模の事業を行おうとする場合、およびJHF運営を円滑に行う場合、特定資産取崩し以外の当該年度の収入では、その資金をまかなうことが困難と認められるとき、又は不時に若しくは一時にさらなる資金を必要とする事業を行おうとする場合や、資金不足等により安定したJHF運営が困難な場合、その所要資金をまかなうときに取り崩すものとする。

2 特定資産の取崩しは、当該年度における事業計画に基づき、理事会での議決により、収支予算書「特別利益収入」の各科目に収入として受け入れて行うものとする。

(利息の処理)

第4条 特定資産により生ずる利息は、特定資産に受け入れないものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

この規程は、2010年10月19日から適用する。